

特別企画：インボイス制度に関する山梨県内企業の意識調査

インボイス制度、企業の81.4%が『内容を理解』

～ 免税事業者との取引について36.3%が対応に苦慮 ～

2023年10月1日から始まる「適格請求書等保存方式」（インボイス制度）は、消費税の複数税率に対応した仕入税額控除の方式である。登録は必須ではないものの、適格請求書を交付するためには、適格請求書発行事業者の登録申請を行う必要がある。

制度開始直後から仕入税額控除を受けるためには、2023年3月31日までに登録申請を行わなければならないことから、申請していない事業者は検討・対応が急がれている。

そこで、帝国データバンクは、インボイス制度に関する企業の見解を調査した。本調査は、TDB景気動向調査2022年10月調査とともにに行った。

※ 調査期間は2022年10月18日～31日、調査対象は山梨県内255社で、有効回答企業数は113社（回答率44.3%）

※ 本調査における詳細データは景気動向オンライン（<https://www.tdb-di.com>）に掲載している

調査結果（要旨）

1. インボイス制度について、『理解している』企業の割合は81.4%となった。一方、『理解していない』は17.7%であった
2. インボイス制度の登録状況について「2022年9月時点までに申請済み」と回答した企業が54.0%、「2022年10月から2023年3月までに申請予定」（23.9%）と合わせると2022年度中に申請する企業は77.9%となる見込み
3. 取引先のインボイス制度の登録状況を確認済みの企業は3.5%にとどまった。そのほか、「現在、確認中」が32.7%、「制度開始までに確認予定」が45.1%となった
4. 制度開始後における免税事業者との仕入れ取引について、経過措置期間においては32.7%の企業が取引を行うと考えている。一方、「分からない」とする企業が36.3%と多くの企業で、対応を決めかねている様子もうかがえた

【問い合わせ先】 株式会社帝国データバンク 甲府支店

TEL 055-233-0241 / FAX 055-233-0245

当レポートの著作権は株式会社帝国データバンクに帰属します。

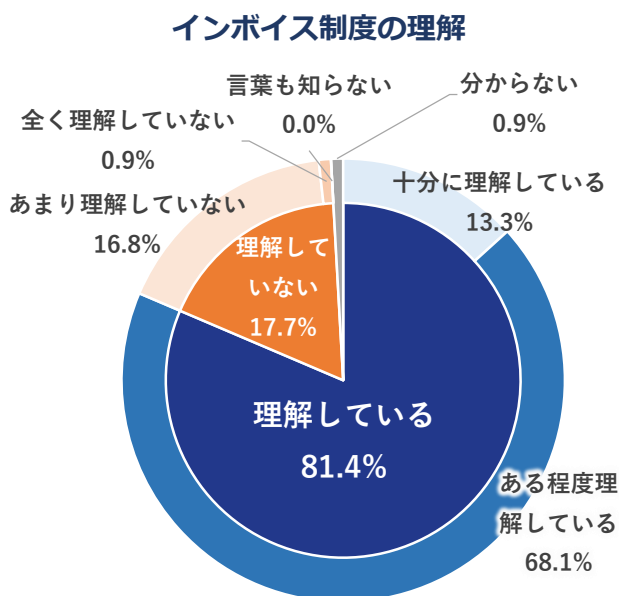
当レポートはプレスリリース用資料として作成しております。報道目的以外の利用につきましては、著作権法の範囲内でご利用いただき、私的利用を超えた複製および転載を固く禁じます。

1. 企業の81.4%がインボイス制度を理解

2023年10月から、仕入税額控除の要件となる「適格請求書等保存方式」（インボイス制度）の開始が予定されるなか、自社におけるインボイス制度への理解について尋ねたところ、企業の81.4%が『理解している』と認識していた。その内訳は、「ある程度理解している」は68.1%となったが、「十分に理解している」は13.3%にとどまった。

他方、『理解していない』（「あまり理解していない」「全く理解していない」「言葉も知らない」の合計）は17.7%となった。

企業からは、「会社単独でというより、組合の中で取り組んでいくという方向にある。周りの状況も良く見て取り組んで行きたい」（農・林・水産）といった声がみられた。



注1：母数は、有効回答企業113社

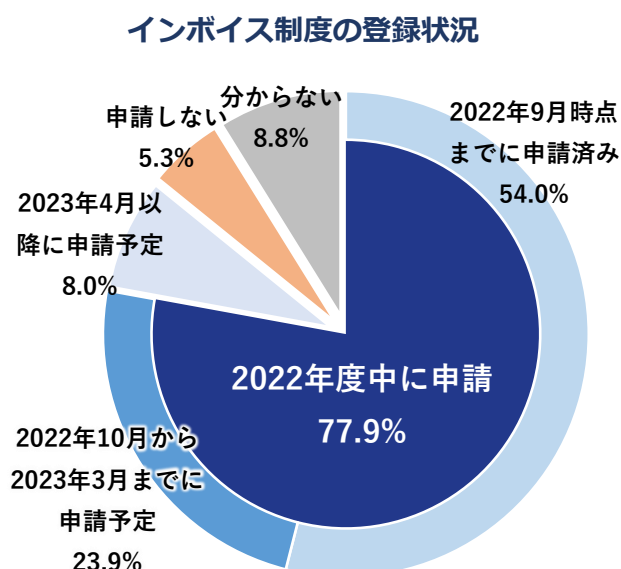
注2：小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計は必ずしも100とはならない

2. インボイス制度、9月末時点で申請済み企業は54.0%

自社におけるインボイス制度の登録状況について尋ねたところ、「2022年9月時点までに申請済み」が54.0%となった。「2022年10月から2023年3月までに申請予定」（23.9%）と合わせると『2022年度中に申請』する企業は77.9%となる見込みである。一方で、「申請しない」企業は5.3%となった。

業界別にみると、「製造」「卸売」「小売」で『2022年度中に申請』する割合が高かった。

一方で、「建設」「サービス」の1割超が「申請しない」と回答した。



注1：母数は、有効回答企業113社

注2：小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計は必ずしも100とはならない

インボイス制度の登録状況 ～ 業界別 ～

(構成比%)

	2022年度中に申請	2022年9月時点までに申請済み	2022年10月から2023年3月までに申請予定	2023年4月以降に申請予定	申請しない	分からない	合計
全国	75.5	52.9	22.6	9.5	2.6	12.3	100.0
山梨	77.9	54.0	23.9	8.0	5.3	8.8	100.0
建設	68.8	50.0	18.8	6.3	12.5	12.5	100.0
製造	91.4	57.1	34.3	5.7	0.0	2.9	100.0
卸売	81.0	71.4	9.5	14.3	0.0	4.8	100.0
小売	100.0	60.0	40.0	0.0	0.0	0.0	100.0
運輸・倉庫	75.0	50.0	25.0	0.0	0.0	25.0	100.0
サービス	53.8	34.6	19.2	11.5	15.4	19.2	100.0

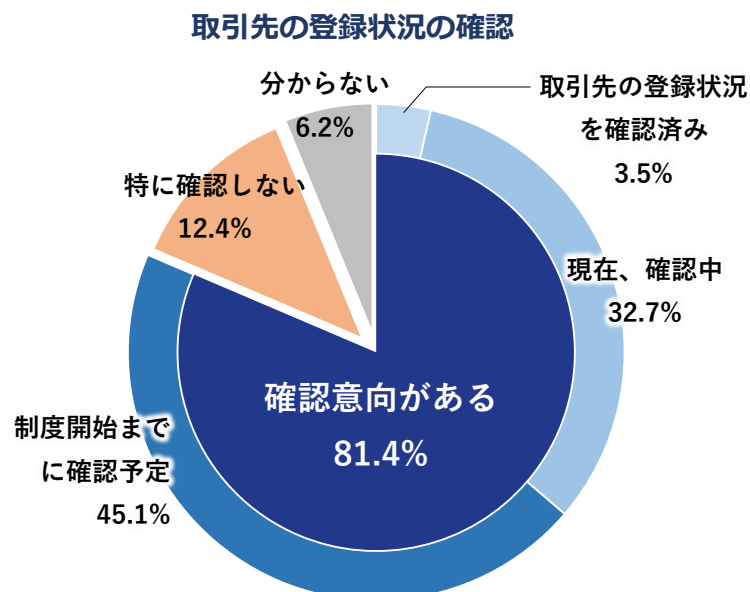
注1：網掛けは、山梨以上を表す

注2：全国の母数は、有効回答企業1万1,632社。山梨は113社

3. 取引先の状況を確認する意向がある企業は 81.4%

自社の取引先のインボイス制度への登録状況について把握しているか尋ねたところ、「取引先の登録状況を確認済み」の企業は 3.5%にとどまった。しかし、「現在、確認中」が 32.7%、「制度開始までに確認予定」が 45.1%となり、その結果、『確認意向がある』企業の割合は 81.4%となった。

他方で、「特に確認しない」とする企業は 12.4%であった。



注1：母数は、有効回答企業113社

注2：小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計は必ずしも100とはならない

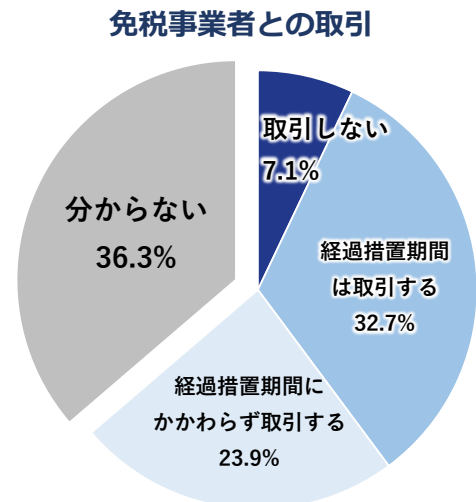
4. 免税事業者との取引、36.3%の企業で対応を決めかねている

2023 年 10 月の制度開始後における自社と免税事業者との仕入れ取引※について尋ねたところ、「取引しない」企業は 7.1%となった。

一方で、「経過措置期間は取引する」と考えている企業は 32.7%、「経過措置期間にかかわらず取引する」は 23.9%であった。経過措置期間においては 56.6%の企業で取引を行うとした。

他方で、36.3%の企業が「分からない」とし、現時点では免税事業者との取引に関して対応を決めかねている様子もうかがえた。

企業からは「経過措置期間は様子を見ながら対応していく」（運輸・倉庫）といった声がきかれた。



注1：母数は、有効回答企業113社

注2：小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計は必ずしも100とはならない

まとめ

本調査の結果によると、企業の 81.4%がインボイス制度を『理解している』ことが明らかとなった。また、2022 年 9 月までに申請済みの企業は 54.0%、2022 年度中に申請が済む企業は 77.9%となるなど、多くの企業が 2023 年 10 月からのインボイス制度開始に対して準備を進めていることが分かった。

また、企業からの「一人親方など、現在免税となっている事業者との取引をどうしたらよいのか分からない。周知不足なのか、インボイスについて知らない免税事業者もある」（建設）といった声にもあるように、取引先に免税事業者を抱える企業においては、消費税の仕入税額控除が受けられない可能性もあり、取引先への対応に苦慮している企業がみられた。そのほか、国による周知が不足しているといった指摘の声もきかれた。

制度開始まで 1 年を切ったなか、引き続き政府には広く情報が行き渡るよう、丁寧でわかりやすい情報発信が求められている。

企業の声（インボイス制度について、自由回答）一部抜粋

- ・ もっと事業者が簡単にできる方法を考えるべきだ（その他の卸売業）
- ・ 制度に無理がある（飲食料品卸売業）
- ・ 時期尚早（機械製造業）
- ・ 事務が煩雑になるだけ。免税制度を撤廃して、申告還付方式にしてほしい（飲食料品・飼料製造業）
- ・ 事務負担の増加が業務効率を悪化させている印象。インボイス制度実施のメリットがなく、すべての事業者が理解し実施できるのか疑問を感じている（精密機械、医療機械・器具製造業）
- ・ インボイス制度によって、適切に課税されることを希望する（サービス（情報サービス業））

※ 適格請求書発行事業者以外からの仕入れであっても、2023 年 10 月から 2029 年 9 月の期間は、一定の条件のもとで、仕入税額相当額のうち一定割合を控除できる（80%→50%の 2 段階設定）経過措置が設けられている